監　査　報　告

独立行政法人通則法（以下「通則法」といいます。）第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」といいます。）の令和 5 事業年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）の業務、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）、決算報告書及び事業報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下のとおり報告します。

Ⅰ　監査の方法

1　監査実施期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 25 日まで

2　対象事業所

本部、東海拠点、大洗拠点、敦賀拠点、幌延拠点、東濃拠点、人形峠拠点、青森拠点、福島拠点及び東京事務所について実地監査を、ウィーン事務所についてオンライン会議による監査を、それぞれ実施しました。

3　監査手続

各監事は、監事監査要綱等に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査担当部署、業績評価担当部署その他職員（以下「役職員等」といいます。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部、拠点等において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査しました。また、役員（監事を除きます。以下同様とします。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含みます。以下「内部統制システム」といいます。）に関し、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、令和 5 事業年度の財務諸表、決算報告書及び事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視し、検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条に定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、令和 5 事業年度の業務、財務諸表、決算報告書及び事業報告書の監査を行いました。

II　監査の結果

1　機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。

2　内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。

3　役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

4　会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果並びに同監査法人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認め、財務諸表は機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しており、決算報告書は理事長による予算の区分に従って一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

5　事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認めます。

6　機構の業務に関する個別意見は、別紙のとおりです。

III　独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項について検証を行いました。

給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、理事長の報酬水準の妥当性及び保有資産の見直しについて、指摘すべき事項は認められません。

令和 6 年 6 月 25 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

監事　　熊　谷　匡　史

監事（非常勤）　　関　口　美　奈

別紙

機構の業務に関する個別意見

内部統制

令和５事業年度は、国内外で原子力利用を再評価する動きが広がりました。国内では脱炭素とエネルギー安定供給の両立を目指して原子力の一層の活用に向けた諸施策が講じられ、国際的には脱炭素社会実現に向けて再生可能エネルギー、低炭素水素などとともに原子力技術の活用を促進することがCOP28合意文書に明記されました。こうした原子力利用の機運の高まりの中で、機構は、理事長のリーダーシップの下、新たなビジョンを提示してその浸透に努めるとともに、事業計画、リソース配分、リスクマネジメント、成果評価を一体とした新たなマネジメントプロセスを導入し、足下では組織体制、人事制度の改革に取り組んでいます。これらの取組は、機構が環境変化に対応して使命を確実に果たすことを目的とするマネジメント、内部統制の改革として評価できるものと考えます。今後は、一連の改革を契機とした役職員等の意識、行動の変革を新たな組織文化とし、目指す将来像に向けて機構一丸となった取組を加速することが肝要です。今後の監査においては、進行中の組織体制、人事制度の改革も含め、組織、業務の運営状況を注視していきます。

安全管理

大きな事故・トラブルの発生はありませんでしたが、作業員の高所からの転落事故やクレーンの吊り荷の落下事故など深刻な事態に繋がりかねない事案が発生しています。引き続き請負事業者、請負作業者も含めた実効的な安全管理に留意を要します。また、電気関係設備の故障や焦げなどのトラブルも散見されます。施設・設備の高経年化により故障や事故の発生リスクが高まっているとの認識の下、リスク顕現時の影響を評価し、必要に応じた適切な対策を講じることが望まれます。

安全管理部は、現場に対して踏み込んだ対応を行う安全管理改革に取り組みました。安全管理部は現場に積極的に関与し、現場は安全確保の主体として高い意識を持って自律的な安全管理活動を行うことで、高水準の安全確保を図るよう努めていただきたいと考えます。また、現在進めている一連の改革に伴う状況変化により、安全管理に齟齬をきたすことがないよう留意が必要です。今後、改革の成果として、一人ひとりの意識向上、現場のマネジメント力強化などにより、一段と高水準の安全管理を実現させることを期待します。

契約の適正化

労務費、原材料価格、エネルギーコストの上昇を受け、コスト上昇分の取引価格への反映に関連し、発注者として独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当する行為を行わないよう政府から注意喚起がなされています。コスト上昇に限らず、人材不足や技術力の低下など昨

今のサプライチェーンの構造変化が発注者・受注者双方の事業活動に少なからぬ影響を及ぼしつつあり、法令遵守に留まらない留意を要します。実際に応札者の確保が難しくなってきている例や入札不調となる例も多く見られます。安全で持続的な事業遂行の観点から発注者・受注者双方にとって有意義で健全な取引を実現するため、適正な予定価格を設定すべきことはもちろんですが、契約の仕様、条件を工夫する必要性が高まっているものと考えます。

経営資源・業務効率化

廃止措置の進展や新たなニーズ対応により業務が拡大する一方で、人材、資金、施設・設備等の経営資源には制約があり、外部資源の活用を含めた経営資源の確保と業務効率化は引き続き経営課題となっています。

人材に関しては、新たに理事長が主宰する経営人材育成プログラムを開講しました。各界の第一人者の講演、読書課題、グループワークなどを内容とし、たいへん有意義なものであったことが受講者の所感からも伺えます。広い視野を持って自律的に業務に取り組む姿勢の涵養は大切であり、特別なプログラムに限らず、日常業務の中でも、この点を意識した指導が望まれます。また、育児休業関連をはじめとする女性活躍促進の環境整備を進めている点は、評価すべきものと考えます。人材確保、ダイバーシティ実現の観点からも、取組の継続により、女性の採用、管理職登用が一段と進むことを期待します。なお、新年度から新たな人事制度が導入されますが、不要な不安を生じさせないよう配慮し、能力を存分に発揮できる環境の整備によりモチベーションの向上を図り、人材の確保・育成・活躍に繋げていく意識を持って取り組むことが大切です。

資金については、経費削減努力は継続していますが、更に効率的な資金利用を図るため、予算、業務の管理方法を改善することも一考に値するものと考えます。また、原子力の活用と廃炉の推進に関する国の政策を踏まえ、社会的意義が高く、説得力ある提案を行うなど、国の予算と外部資金の獲得に向けた一層積極的な取組を期待します。

施設・設備は高経年化が進んでおり、イニシャルコスト、ランニングコスト、廃棄コストを総合的に勘案した上、新設備の導入、既存設備の改修・活用・廃棄の実効的な計画の検討が望まれます。また、産業界、大学など外部の利用が可能な供用施設については、その整備、管理、運営を常に工夫し、有意義な成果を生み出し続ける優れた施設として存在感を増すよう、一段の高みを目指していただきたいと考えます。

業務効率化については、所長による機動的な業務運営とともに、各現場における自主監査を活用した実務の改善への主体的な取組を期待します。なお、機構全体として DX の推進を企図しているところですが、現在の業務プロセスに固執することなく、実効性ある DX の実現を目指した抜本的な検討を行うことが大切です。

情報セキュリティ

社会経済活動のデジタル化の進展とともに、サイバー攻撃を受けるリスクが高まっています。政府関係機関に対するサイバー攻撃事案も発生しており、独立行政法人も対策強化が要請されています。機構は原子力科学先端技術、核物質、核施設等に関する情報を扱っているため、経済分野を含む安全保障の観点からも情報セキュリティ確保は重要な課題となっています。高水準の情報セキュリティ確保のため、適時適切な対策の見直しが求められます。なお、国の核物質防護措置に係る審査基準の改正に伴い、核物質防護上の情報システムセキュリティ対策の運用を開始しましたが、核セキュリティ担当部署は情報セキュリティ担当部署と連携し、その支援を得て、対策の改善と運用能力の向上を継続的に図っていくことが必要です。

研究インテグリティ・研究セキュリティ

近年、外国からの不当な影響による利益・責務相反、技術流出等のリスクが顕在化しており、研究インテグリティ確保の重要性が高まっています。機構においても所要の体制整備を行いましたが、国際情勢や機構内外の状況変化に応じて実効性ある対策を講じていくことが緊要です。また、厳しい安全保障環境の下、悪意ある行為者の手口は多様化、巧妙化しています。機構は多くの共同研究先を含め複雑なサプライチェーンを有しており、意図せざる技術、情報の流出の可能性が常にあることを前提として、情報セキュリティ強化、安全保障貿易管理の徹底など、研究セキュリティ確保の観点から対策を強化すべきものと考えます。

広聴・広報

原子力活用の機運が高まりを見せてきている一方で、社会一般の原子力についての理解は十分に進んでいるとは言えません。原子力に関する総合的研究開発機関として、機構が原子力の多様な価値や課題についての理解の醸成、増進に対して果たすべき役割は大きいものと考えます。原子力の専門家ではない一般向けに、親しみ易い内容、分かり易い表現、効果的な媒体活用などを工夫した情報発信が望まれます。また、機構が多様で複雑な業務を円滑に進めていくためには、双方向のコミュニケーションが欠かせません。拠点の立地地域をはじめ、社会とのコミュニケーションの深化を図り、強固な信頼を獲得することが肝要です。

以上